

# 物件明細書

売却区分番号	2-3	土地	
見積価額	884,000 円	公売保証金	90,000 円
財産の表示	(土地) 所在 霧島市隼人町姫城二丁目 地番 17番 地目 畑 地積 232平方メートル 以上不動産登記事項証明書による表示		
公法上の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非線引都市計画区域</li> <li>・第二種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%</li> </ul>		
接道状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側が市道と接道している。</li> </ul>		
地盤・地勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤：普通</li> <li>・地勢：普通</li> </ul>		
管理状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段管理されていない土地</li> </ul>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地のため、霧島市農業委員会の発行する買受適格証明書が必要です。毎月第4金曜日に農業委員による総会が開催され、承認されると買受適格証明書が発行されます。9月の総会には9月10日（火）までに、10月の総会には10月10日（木）までに霧島市農業委員会への申請が必要です。</li> <li>・東側は、北側の隣接地から樹木・雑草が侵入してきており、目視で境界等は確認できません。また、伐採等は隣接者との協議が必要です。</li> <li>・物件の状況は、令和6年8月時点のもので、現況が変動している場合があります。</li> </ul>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税徴収法第92条ならびに第108条に該当する者は、公売に参加することはできません。</li> <li>・国税徴収法第99条の2の規定により『暴力団員等に該当しない旨の陳述書』の提出が必要です。なお、虚偽の陳述等を行った者については、国税徴収法第189条の罰則が適用されます。</li> <li>・代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。</li> <li>・公売保証金を納めなければ入札できません。</li> <li>・開札は入札者の面前で行い、見積価額以上で最も高い価額で入札された方を最高価申込者として決定します。</li> <li>・売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消します。</li> <li>・公売財産は現状渡しです。市は公売財産に係る瑕疵担保責任を負いません。買受希望財産について、公簿や現況確認等により必要な情報収集を行ってください。</li> <li>・市は、不動産の直接の引き渡しは行いません。公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産に動産がある場合の取り扱いなどについて、全て買受人の責任において行うことになります。</li> </ul>		

# 物件明細書

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地積及び床面積は、登記事項証明書の表示によります。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。市は、関与いたしません。</li><li>・土壌汚染やアスベストに関することなどの専門的な調査は行っていません。</li><li>・所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、市が行います。所有権移転に伴う費用は買受人の負担となります。</li></ul> |
|--|---|

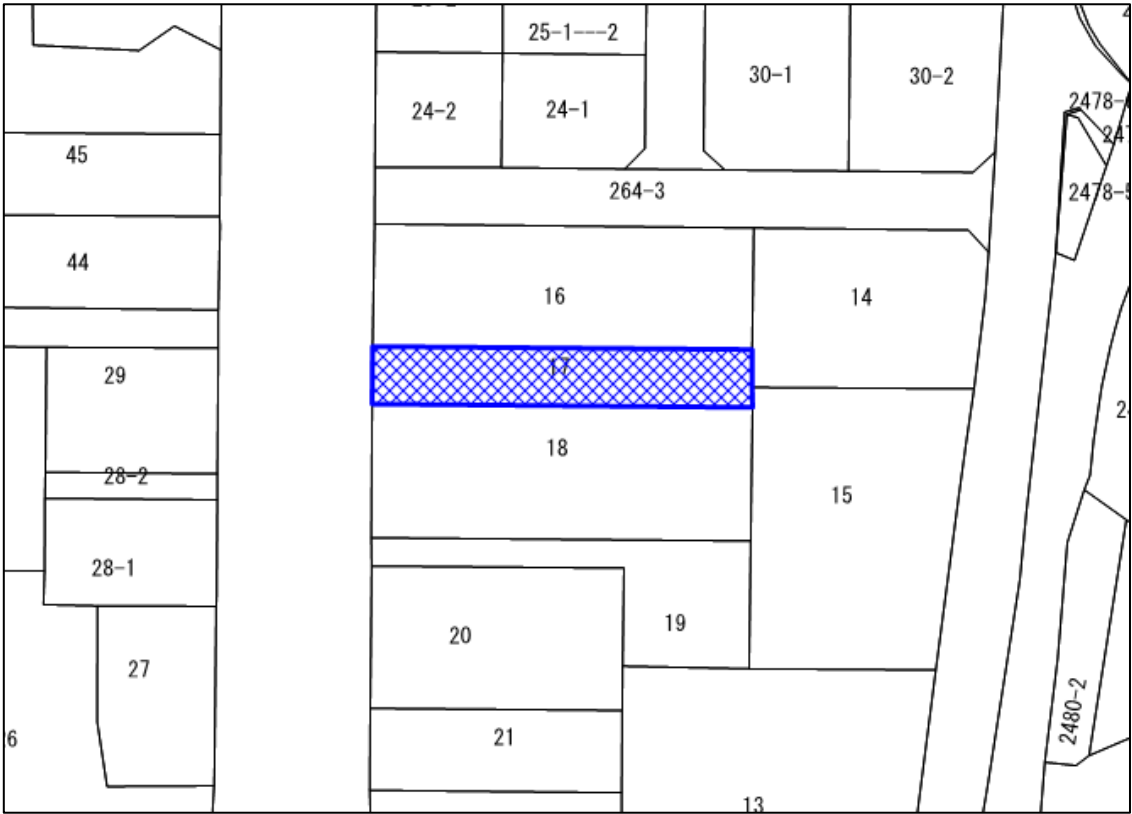
# 物件明細書

売却区分番号	2-3
--------	-----

所在図



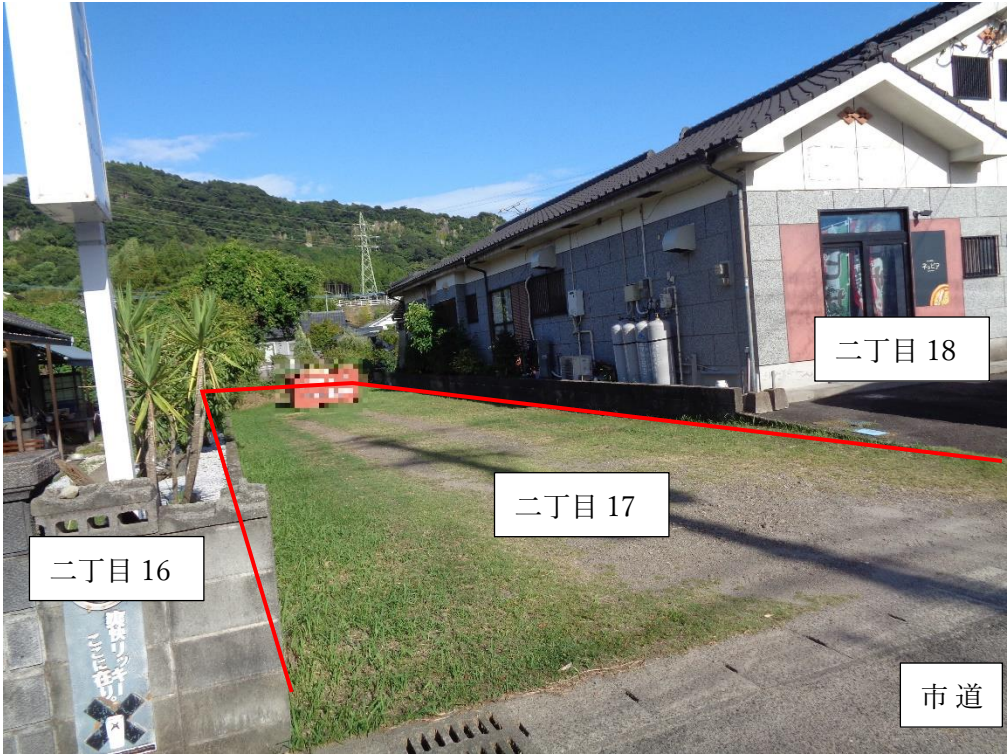
地籍図



# 物件明細書

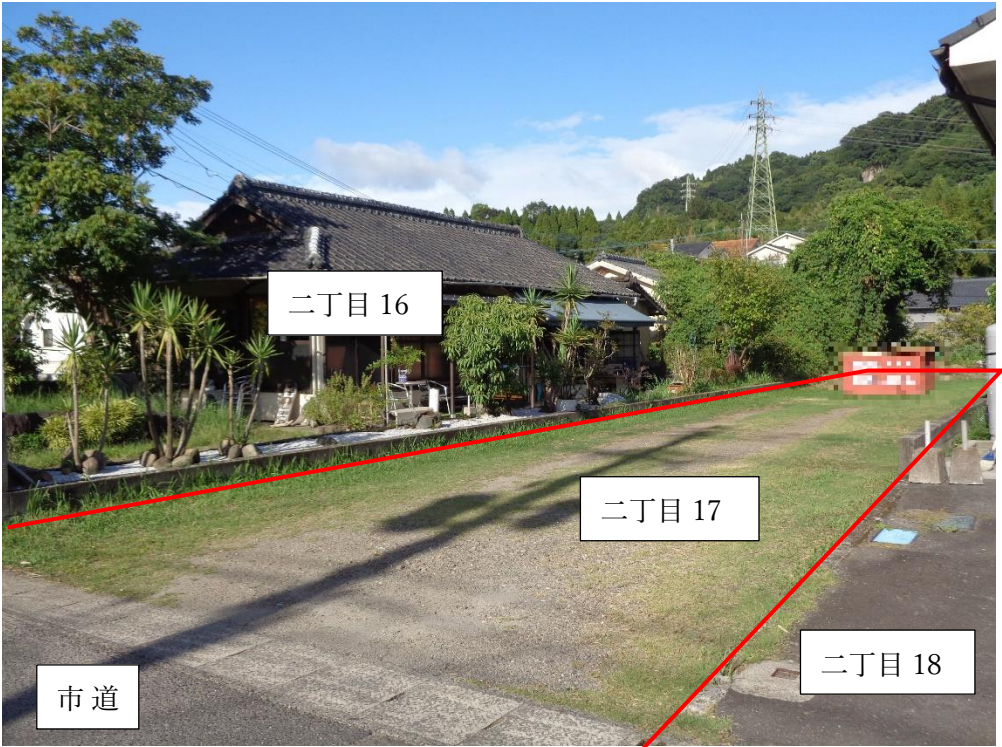
売却区分番号	2-3
--------	-----

現況写真①



※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

現況写真②

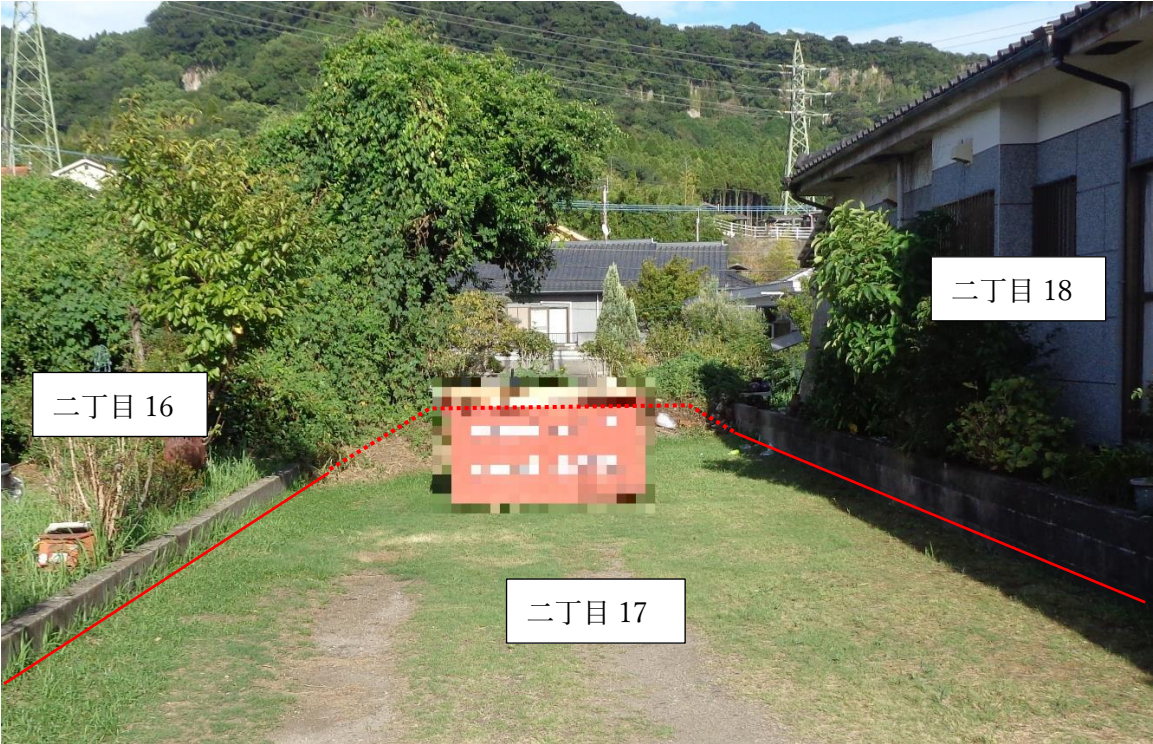


※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

# 物件明細書

売却区分番号	2-3
--------	-----

現況写真③



※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

現況写真④



※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

※現況の写真は、令和6年8月に撮影したものです。